

水戸地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

(基準年度：平成21年度)

(1平方メートル単価・単位：円)

種類 \ 構造	木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	69,000	57,000	66,000	74,000	100,000	94,000
共同住宅	54,000	57,000	64,000	74,000	97,000	94,000
旅館・料亭・ホテル	57,000	60,000	70,000	101,000	105,000	116,000
店舗・事務所 ・百貨店・銀行	50,000	46,000	51,000	74,000	100,000	112,000
劇場・病院	56,000	56,000	76,000	101,000	114,000	116,000
公衆浴場	59,000	-	-	-	-	-
工場・倉庫・市場	24,000	47,000	30,000	54,000	75,000	95,000
土蔵	24,000	-	-	-	-	-
附属家	31,000	64,000	43,000	71,000	97,000	123,000

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

経年減価補正率表

1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
(1)	(0.80)
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.26
21	0.25
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
(1)	(0.9558)
2	0.9282
3	0.9007
4	0.8772
5	0.8537
6	0.8302
7	0.8067
8	0.7832
9	0.7597
10	0.7362
11	0.7127
12	0.6892
13	0.6657
14	0.6422
15	0.6187
16	0.5952
17	0.5717
18	0.5483
19	0.5247
20	0.5013
21	0.4778
22	0.4542
23	0.4348
24	0.4153
25	0.3959
26	0.3764
27	0.3570
28	0.3375
29	0.3212
30	0.3050
31	0.2916
32	0.2783
33	0.2650
34	0.2517
35	0.2384
36	0.2327
37	0.2270
38	0.2213
39	0.2156
40	0.2099
41	0.2079
42	0.2059
43	0.2040
44	0.2020
45以上	0.2000

※ 本表は、平成20年12月16日付け総務省告示第630号の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。

※ 新築建物価格認定基準表は、経過年数1年の単価であることから、経過年数2年以上の場合に当該基準を用いて以下の式により算出することとする。

【新築後5年経過の木造建物の例】

基準表の単価÷0.8（経過年数1年の経年減点補正率）×0.64（経過年数5年の経年減点補正率）

建物の種類別の認定基準対応表

	建物の種類(不登規則及び不登準則)	評価のない新築建物の課税標準価格の認定基準上の「建物の種類」
1	居宅	居宅
2	店舗	店舗・事務所・百貨店・銀行
3	寄宿舍	共同住宅
4	共同住宅	共同住宅
5	事務所	店舗・事務所・百貨店・銀行
6	旅館	旅館・料亭・ホテル
7	料理店	旅館・料亭・ホテル(又は店舗)
8	工場	工場・倉庫・市場
9	倉庫	工場・倉庫・市場(又は土蔵)
10	車庫	附属家(又は倉庫)
11	発電所	工場・倉庫・市場
12	変電所	工場・倉庫・市場
13	校舎	店舗・事務所・百貨店・銀行
14	講堂	店舗・事務所・百貨店・銀行
15	研究所	店舗・事務所・百貨店・銀行
16	病院	劇場・病院
17	診療所	劇場・病院(又は店舗)
18	集会所	店舗・事務所・百貨店・銀行
19	公会堂	劇場・病院
20	停車場	工場・倉庫・市場
21	劇場	劇場・病院
22	映画館	劇場・病院
23	遊技場	店舗・事務所・百貨店・銀行
24	競技場	劇場・病院
25	野球場	劇場・病院
26	競馬場	劇場・病院
27	公衆浴場	公衆浴場
28	火葬場	工場・倉庫・市場
29	守衛所	店舗・事務所・百貨店・銀行
30	茶室	居宅
31	温室	工場・倉庫・市場
32	蚕室	工場・倉庫・市場
33	物置	附属家(又は土蔵)
34	便所	附属家
35	鶏舎	工場・倉庫・市場
36	酪農舎	工場・倉庫・市場
37	給油所	店舗・事務所・百貨店・銀行

※ 上記分類により難い事情がある場合は、個別具体的に判断することとする。

また、上記分類にない「建物の種類」については、どの建物の種類に最も類似するか個別具体的に検証し、「認定基準上の建物の種類」を適用すること。